

議 案 目 録

令和 8 年 9 月 3 日提出

(第 2 分冊)

- 議案第 4 4 号 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…… (1)
- 議案第 4 5 号 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について…………… (5)
- 議案第 4 6 号 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… (1 3)
- 議案第 4 7 号 日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について…………… (2 7)
- 議案第 4 8 号 地域リハビリテーションセンター整備事業建築工事の請負契約の締結について…………… (3 1)
- 議案第 4 9 号 日立駅前大型商業施設立体駐車場外壁等改修工事の請負契約の締結について…………… (3 3)
- 議案第 5 0 号 南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約の締結について…………… (3 5)

議案第 5 1 号	市道 3 5 0 9 号線改築工事の委託契約の変更 について.....	(3 7)
議案第 5 2 号	令和 7 年度決算の認定について	(3 9)
議案第 5 3 号	令和 7 年度日立市水道事業会計未処分利益剰 余金の処分について	(4 1)
議案第 5 4 号	令和 7 年度日立市下水道事業会計未処分利益 剰余金の処分について	(4 5)
報告第 1 5 号	令和 7 年度日立市一般会計継続費精算につい て	(4 9)
報告第 1 6 号	令和 7 年度日立市基金運用状況について	(5 3)
報告第 1 7 号	令和 7 年度健全化判断比率について	(5 5)
報告第 1 8 号	令和 7 年度資金不足比率について	(5 7)
報告第 1 9 号	専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて）	(5 9)
報告第 2 0 号	専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて）	(6 1)
報告第 2 1 号	専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて）	(6 3)
報告第 2 2 号	専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて）	(6 5)
報告第 2 3 号	専決処分について（損害賠償の額を定めるこ とについて）	(6 7)

- 報告第 2 4 号 公益財団法人日立市公園協会に係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について……………（ 6 9 ）
- 報告第 2 5 号 日立市土地開発公社に係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について……………（ 7 0 ）
- 報告第 2 6 号 公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について……………（ 7 1 ）
- 報告第 2 7 号 公益財団法人日立地区産業支援センターに係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について……………（ 7 2 ）

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、事業者の義務に係る規定を定めるため、本条例を制定するものであります。

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例及び日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第1条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において
準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性
暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性
暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69
号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条
において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合
に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用
乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖
性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る
犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい
う。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第2条 日立市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例（令和 7 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 3 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者は、当該事業を利用する乳幼児を児童対象性暴力等から保護するため、乳幼児と密に接する従事者についての犯罪事実確認や、相談窓口の設置、定期的な面談の実施などの必要な措置を講じなければならないこととした。

※ 家庭的保育事業者等

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業又は居宅訪問型保育事業を行う者

※ 児童対象性暴力等

児童生徒等に対し行われる不同意性交、不同意わいせつ、盗撮等の行為

※ 犯罪事実確認

過去に特定性犯罪（不同意性交、不同意わいせつ、盗撮等の罪のこと。当該犯罪の対象が児童生徒等であるか否かは問わない。）を犯した事実があるか否かの確認

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める省令等の改正に伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第1条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成26年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」とい
う。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保
育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心
理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による
大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修
する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者
であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同
等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育
に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を
行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、
かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療
法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小
規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小
規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体
の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第8項又は第9項の規定

により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。) による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」

に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定

保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第10項中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士）」に改め、「第29条第3項」及び「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2項の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

（日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保

育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

- ３ 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第２９条第２項、第３１条第２項、第４４条第２項及び第４７条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 小規模保育事業及び事業所内保育事業における保育士の数の算定に当たり、同一事業所内の保育士による支援を受けることができる場合には、当該事業所に勤務する理学療法士・作業療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができることとした。
- 2 小規模保育事業及び事業所内保育事業における3歳児の保育士の配置基準に係る経過措置の終期を令和10年3月31日と定めることとした。

※ 参考（3歳児の保育士の配置基準に係る経過措置の内容）

3歳児15人につき保育士1人とする保育士の配置基準について、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合には、従前の基準（3歳児20人につき保育士1人）を適用することを可とする。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例の制定について

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす
る。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める府令等の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業に係る規定を加えるため、本条例を制定するものであります。

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例及び日立市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

（日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

目次中「・第 5 2 条」を「一第 5 2 条」に改める。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項
中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳
未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に
改める。

第 7 条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ど
も」に改める。

第 1 3 条第 4 項第 3 号ア中「法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学
前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ど
も」に、「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する
教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、

同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育認定子どもの総数」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同

条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条第2項を次のように改める。

- 2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上

限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３ 特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項ただし書を削り、同項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。）」を、「により特定地域型保育」の次に「（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）」を加え、「小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に改

め、「以下この号及び」を削り、同条第7項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項ただし書を削り、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

第47条第1項及び第2項並びに第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼

稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「いう。次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を、「本章（」の次に「第３７条第３項、第３９条第３項及び」を加え、「含む。次条第３項」を「含む。第５２条第３項」に改め、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、「法第１９条第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、「を含む。））」との次に「、「同号」とあるのは「法第１９条第３号」と」を、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限

る。）」を加え、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の

必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定

子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「場合」の次に「若しくは同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第６条第１項中「事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項各号列記以外の部分中「ものに限る。）」の次に「又は満３歳以上限定

小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

附則第4項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満3歳以上限定小規模保育事業者及び」を加え、附則第7項中「第29条第2項各号」を「保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号」に改め、附則第8項中「第29条第2項」を「前項の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項」に改め、附則第9項中「1日」を「附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則

第 3 条第 4 項及び第 6 条第 3 項の条例で定める日は、この条例の公布の日の前日とする。

参 考

改 正 要 旨

1 日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

事業者は、事業所ごとに利用定員（６人以上１９人以下）を定めるものとする。

2 日立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(1) 事業者は、乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われるよう、連携・協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。

(2) 事業の設備及び職員の基準は、小規模保育事業所Ａ型の基準と同様とする。

※ 小規模保育事業所Ａ型

小規模保育事業所の種類のうち職員配置などが最も保育所に近い類型

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
の制定について

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、
非常勤消防団員等の葬祭補償の定額部分を改めるため、本条例を制定す
るものであります。

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「３１５，０００円」を「３３０，０００円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第１８条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

参 考

改 正 要 旨

- 1 非常勤消防団員等の葬祭補償の定額部分を33万円（現行31万5千円）に引き上げることとした。

地域リハビリテーションセンター整備事業建築工事の請負
契約の締結について

地域リハビリテーションセンター整備事業建築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 の 名 称 | 地域リハビリテーションセンター整備事業建築工
事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 日立市鮎川町2丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | 地域リハビリテーションセンター整備に伴う旧日
立市萬春園デイサービスセンター既存建物改修工
事 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 2 3 0 , 4 5 0 , 0 0 0 円 |

- 5 契約の相手方 オカベ・藤和特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社オカベ
代表取締役 岡 部 英 明
構成員 藤和建設株式会社
代表取締役 三 澤 俊 介
- 6 完成の期限 令和 9 年 8 月 3 1 日
- 7 契約の方法 一般競争入札

(提案説明)

地域リハビリテーションセンター整備事業建築工事の請負契約を締結するに当たり、予定価格が150,000千円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

日立駅前大型商業施設立体駐車場外壁等改修工事の請負契約の締結について

日立駅前大型商業施設立体駐車場外壁等改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

- | | | |
|---|-----------|---------------------------|
| 1 | 工 事 の 名 称 | 日立駅前大型商業施設立体駐車場外壁等改修工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 日立市幸町1丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | 立体駐車場外壁等改修工事 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金 1 8 5 , 3 5 0 , 0 0 0 円 |

5 契約の相手方 秋山・白土特定建設工事共同企業体

代表者 株式会社秋山工務店

代表取締役社長 秋 山 芳 久

構成員 株式会社白土工務店

代 表 取 締 役 白 土 仙 一 郎

6 完成の期限 令和 9 年 6 月 1 0 日

7 契約の方法 一般競争入札

(提案説明)

日立駅前大型商業施設立体駐車場外壁等改修工事の請負契約を締結するに当たり、予定価格が150,000千円以上であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約の締結について

南高野調理場ボイラー設備改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 工 事 の 名 称 | 南高野調理場ボイラー設備改修工事 |
| 2 | 工 事 の 場 所 | 日立市南高野町1丁目地内 |
| 3 | 工 事 の 概 要 | ボイラー設備改修工事 一式 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金159,610,000円 |

- 5 契約の相手方 飯村・多賀工事特定建設工事共同企業体
- 代表者 飯村機電工業株式会社 日立本社
- 代表取締役社長 笠井 克 美
- 構成員 株式会社多賀工事社
- 代 表 取 締 役 大神田 正 浩
- 6 完成の期限 令和 9 年 9 月 1 7 日
- 7 契約の方法 一般競争入札

(提案説明)

南高野調理場ボイラー設備改修工事の請負契約を締結するに当たり、
予定価格が150,000千円以上であるため、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の
議決を求めるものであります。

市道 3 5 0 9 号線改築工事の委託契約の変更について

令和 5 年 6 月 3 0 日議会の議決を得た市道 3 5 0 9 号線改築工事の委託契約について、下記のとおり契約金額及び完成の期限を変更するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

- 1 契 約 金 額 金 3 5 9 , 8 9 8 , 7 2 6 円
- 2 完 成 の 期 限 令 和 9 年 3 月 3 1 日

(提案説明)

地盤改良工事の施工範囲の縮小等に伴い、契約金額及び完成の期限を変更するものであります。

参 考

凡 例 上欄は、変更後
 下欄は、変更前

1	工 事 の 名 称	市道 3 5 0 9 号線改築工事
2	工 事 の 場 所	日立市会瀬町 2 丁目、幸町 3 丁目地内
3	工 事 の 概 要	市道 3 5 0 9 号線改築工事 擁壁工 一式
4	契 約 金 額	金 3 5 9 , 8 9 8 , 7 2 6 円 金 5 1 5 , 3 7 2 , 0 0 0 円
5	契 約 の 相 手 方	東日本旅客鉄道株式会社 執行役員水戸事業本部長 中 川 公 人
6	完 成 の 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
7	契 約 の 方 法	随意契約

令和 7 年度決算の認定について

令和 7 年度下記一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、別冊のとおり監査委員の意見を付けて、認定に付するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

令和 7 年度日立市一般会計

令和 7 年度日立市国民健康保険事業特別会計

令和 7 年度日立市介護保険事業特別会計

令和 7 年度日立市介護サービス事業特別会計

令和 7 年度日立市戸別合併処理浄化槽事業特別会計

令和 7 年度日立市後期高齢者医療事業特別会計

令和 7 年度日立市水道事業会計

令和 7 年度日立市下水道事業会計

令和 7 年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に
ついて

令和 7 年度日立市水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のと
おり処分するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

未処分利益剰余金処分額	3 3 2 , 3 1 5 , 0 6 6 円
減債積立金	8 7 , 6 0 6 , 2 5 2 円
資本金	2 4 4 , 7 0 8 , 8 1 4 円

（提案説明）

未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参 考

未処分利益剰余金の処分の内訳等

(単位 円)

未処分利益剰余金	処 分 額		未処分額 (繰越利益剰余金)
	減債積立金	資本金	
632,315,066	87,606,252	244,708,814	300,000,000
	332,315,066		

令和 7 年度日立市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について

令和 7 年度日立市下水道事業会計未処分利益剰余金について、下記のとおり処分するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

未処分利益剰余金処分額	2 7 4 , 8 3 1 , 9 4 2 円
減債積立金	2 8 , 3 9 1 , 7 5 5 円
資本金	2 4 6 , 4 4 0 , 1 8 7 円

（提案説明）

未処分利益剰余金を処分するに当たり、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

参 考

未処分利益剰余金の処分の内訳等

(単位 円)

未処分利益剰余金	処 分 額		未処分額 (繰越利益剰余金)
	減債積立金	資本金	
274,831,942	28,391,755	246,440,187	—
	274,831,942		

令和 7 年度日立市一般会計継続費精算について

令和 7 年度日立市一般会計継続費精算について、地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

令和 7 年 度 日 立 市

款	項	事業名	年 度	全 体 計 画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国県支出金	地方債	その他	
9. 消防費	1. 消防費	北部消防署庁舎整備事業	6	644,320,000		483,200,000		161,120,000
			7	836,632,000		654,900,000		181,732,000
			計	1,480,952,000		1,138,100,000		342,852,000
10. 教育費	5. 社会教育費	日立風流物収蔵施設整備事業	6	85,918,000	2,100,000	63,000,000		20,818,000
			7	103,612,000	14,997,000	68,600,000		20,015,000
			計	189,530,000	17,097,000	131,600,000		40,833,000

一 般 会 計 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

（単位：円）

実 績					比 較				
支出済額	左の財源内訳				年割額と 支出済額 の 差	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源		特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他	
235, 141, 500		176, 300, 000		58, 841, 500	409, 178, 500		306, 900, 000		102, 278, 500
1, 245, 810, 500		961, 800, 000		284, 010, 500	△ 409, 178, 500		△ 306, 900, 000		△ 102, 278, 500
1, 480, 952, 000		1, 138, 100, 000		342, 852, 000					
14, 850, 000		11, 100, 000		3, 750, 000	71, 068, 000	2, 100, 000	51, 900, 000		17, 068, 000
174, 680, 000	16, 392, 000	120, 500, 000		37, 788, 000	△ 71, 068, 000	△ 1, 395, 000	△ 51, 900, 000		△ 17, 773, 000
189, 530, 000	16, 392, 000	131, 600, 000		41, 538, 000		705, 000			△ 705, 000

令和 7 年度日立市基金運用状況について

令和 7 年度下記基金運用状況を地方自治法第 241 条第 5 項の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

令和 7 年度日立市奨学金貸付基金運用状況

1 基金の額

(1) 3 月末現在の基金の額	5 7 3 , 1 4 4 , 3 4 7 円
(2) 3 月末現在の貸付額（未償還額）	4 3 2 , 6 7 3 , 4 8 6 円
(3) 3 月末現在の現金	1 4 0 , 4 7 0 , 8 6 1 円

2 貸付基金運用状況

(単位 円)

区 分	収 入 額	支 出 額	基 金 額
前 年 度 繰 越 額	175,304,461		
7 年 度 繰 入 金	100,000		
7 年 度 償 還 金	45,862,400		
7 年 度 貸 付 金		80,796,000	
小 計	221,266,861	80,796,000	
7 年 度 末 未 償 還 金	432,673,486		
合 計	653,940,347	80,796,000	573,144,347

3 貸付状況

区 分		高 校		大 学		計	
		人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
継続者	修 学 資 金	人 1	円 300,000	人 93	円 50,622,000	人 94	円 50,922,000
	修 学 資 金	0	0	42	23,154,000	42	23,154,000
新規者	入学準備金	(0)	0	(31)	6,720,000	(31)	6,720,000
計		1	300,000	135	80,496,000	136	80,796,000

※ 入学準備金は、希望者に対して貸与するので、その人数は修学資金新規者数に含まれる。

年度末未償還額 現 金 残 額 基 金 額

432,673,486円 + 140,470,861円 = 573,144,347円

令和 7 年度健全化判断比率について

令和 7 年度決算に基づく下記健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.6	—
(11.41)	(16.41)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため、「—」を記載した。
- 2 将来負担比率については、算出されないため、「—」を記載した。
- 3 国の定める早期健全化基準を括弧内に記載した。

令和 7 年度資金不足比率について

令和 7 年度決算に基づく下記資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、別冊のとおり監査委員の意見を付けて報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

記

(単位 %)

特別会計の名称	資金不足比率
戸別合併処理浄化槽事業特別会計	－ (20.0)
水道事業会計	－ (20.0)
下水道事業会計	－ (20.0)

備考

- 1 資金不足比率については、不足額がないため、「－」を記載した。
- 2 国の定める経営健全化基準を括弧内に記載した。

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 1 7 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年6月3日午後2時55分頃、日立市□□町□丁目□□番地先市道4537号脇法面において樹木が倒れ、日立市□□町□丁目□□番□□号□□□□氏が所有する住宅のフェンス及び勝手口に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金70,400円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年4月2日午後5時頃、日立市□□□町□□□□番地先市道41号路上において、日立市□□町□□□□番地□□□□氏が所有する自動車が走行した際、樹木の枝が落下し、当該自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 1 8 7 , 0 5 5 円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年5月18日午後0時50分頃、日立市□□□町□丁目□□番地先市道9号路上において、市有車が日立市□□□町□丁目□□番□□号□□□□氏の所有する自動車に接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金72,820円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 7 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年3月4日午後1時頃、市と資源物収集用具設置及び回収業務（労働者派遣業務）契約を締結している公益社団法人□□□□□□□□□□□□□□の職員が、公務中に、日立市□□町□丁目□□番□□号□□□□氏宅の敷地内においてレンタカーの切り返しを試みた際、当該レンタカーが同氏の所有する住宅のフェンス及びブロック塀に接触し、物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 6 5 8 , 6 4 0 円

専決処分について（損害賠償の額を定めることについて）

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 1 9 日

日立市長 小 川 春 樹

記

損害賠償の額を定めることについて

令和8年6月10日午後3時15分頃、職員が、草刈り機による日立市立みやた認定こども園敷地内の除草作業中に小石を跳ね上げ、日立市□□町□丁目□□番地先市道2811号路上を走行していた北茨城市□□町□□□□□番地□有限公司□□□□□が使用する自動車に物損を与えたので、この損害に対する賠償の額を下記のとおり定める。

記

損害賠償額 金 6 1 , 2 7 0 円

公益財団法人日立市公園協会に係る令和 7 年度の経営状況
に関する説明書（決算に関する書類）提出について

公益財団法人日立市公園協会に係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

日立市土地開発公社に係る令和 7 年度の経営状況に関する
説明書（決算に関する書類）提出について

日立市土地開発公社に係る令和 7 年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和7年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出について

公益財団法人日立市民科学文化財団に係る令和7年度の経営状況に関する説明書（決算に関する書類）を地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹

公益財団法人日立地区産業支援センターに係る令和 7 年度の
経営状況に関する説明書（決算に関する書類）提出につ
いて

公益財団法人日立地区産業支援センターに係る令和 7 年度の経営状況
に関する説明書（決算に関する書類）を地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2
項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものとする。

令和 8 年 9 月 3 日提出

日立市長 小 川 春 樹